

【論点Ⅳ（３）】期待値方式への一本化の適否

検討事項

国際財務報告基準では、現行の IAS 第 37 号において、引当金の測定値を現在価値として見積る際の方法として、期待値による方法のほか、状況により最頻値による方法も認められている。しかしながら現在 IASB において議論が続けられている改正 IAS 第 37 号の公開草案(ED)においては、この最頻値による見積りの取扱いを削除のうえ、期待値方式に一本化することが提案されている。

一方、我が国においては、一般的な引当金に関する取扱いとしては、測定方法そのものの自体が明示されていない。

この論点に関しては、改正 IAS 第 37 号 ED の帰趨は未だ不確定な部分があるものの、我が国の引当金に関する会計基準を見直す場合には、現在価値を見積る際に使用し得る方法について、期待値方式と最頻値方式の両方を認めるかどうかについて、検討をしておく必要がある。

現行の会計基準における取扱い

我が国における引当金一般の会計処理に関する基本的な考え方は企業会計原則注解 18(以下「注解 18」という。)に定められているが、その測定に関しては、「合理的に見積り」を基礎とすることが示唆されているのみで、具体的な測定方法に関する記述は行われていない。

企業会計原則 注 18

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

しかしながら、平成 20 年 3 月に当委員会が公表した、「資産除去債務に関する会計基準」においては、資産除去債務を現在価値により見積る際には、現行の IAS 第 37 号及び改正 IAS 第 37 号 ED に関する議論も参考のうえ、最頻値方式、期待値方式のいずれを使用することもできるとした経緯がある。

資産除去債務に関する会計基準 第 6 項

6. 資産除去債務はそれが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。
 - (1) 割引前の将来キャッシュ・フローは、合理的で説明可能な仮定及び予測に基づく自己の支出見積りによる。その見積金額は、生起する可能性の最も高い単一の金額又は生起し得る複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの発生確率で加重平均した金額とする。

将来キャッシュ・フローには、有形固定資産の除去に係る作業のために直接要する支出のほか、処分に至るまでの支出（例えば、保管や管理のための支出）も含める。

(2) 割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率とする。

国際的な会計基準における取扱い¹

現行の IAS 第 37 号においては、測定対象の引当金が母集団の大きい項目に関係している場合には、債務はすべての起こり得る結果をそれぞれの関連する確率により加重平均して見積もられるとし、このような場合には期待値方式により測定を行うものとされている（第 39 項）。一方、単一の債務が測定される場合は、原則として見積もられた個々の結果のうち最も起こりそうなもの（最頻値）が負債に対する最善の見積りとなるとされている（第 40 項）（ただし、第 40 項の「しかしながら」以下にあるように、単一の債務についても期待値方式を志向する部分も見受けられるとする見方もある²）。

しかしながら、現在審議中の改正 IAS 第 37 号 ED においては、単一の債務の場合においても期待値により測定することが提案されている。

¹ 米国会計基準では、引当金一般に関する取扱いを定めた SFAS 第 5 号「偶発事象」の解釈指針である FIN 第 14 号「損失額の合理的見積り」において、金額の見積りがある範囲で示される場合、その範囲の中で最善の金額により引当金を計上し、最善の金額が不明であるときは、その範囲における最少額を計上するものとされているが（第 3 項）、見積りに現在価値を使用する際の具体的な算定方法についての言及はない。

なお、SFAS 第 143 号「資産除去債務に関する会計処理」では、最頻値による見積りについては言及がされていない。単一の見積キャッシュ・フローを使用する伝統的アプローチと、複数のキャッシュ・フローのシナリオを使用する予測キャッシュ・フロー・アプローチの二つの現在価値技法のうち、資産除却債務に関しては、予測キャッシュ・フロー・アプローチが通常唯一の適切な技法であるとしている（第 8 項）。

² 新日本監査法人「国際会計の実務」（下巻）p. 530 を参照。

現行 IAS 第37号

39. 引当金として認識されるべき金額にかかわる不確実性は、状況に応じて様々な方法で取り扱われる。測定対象の引当金が母集団の大きい項目に関係している場合、債務はすべての起こり得る結果をそれぞれの関連する確率により加重平均して見積もられる。この統計的見積方法の名称を「期待値」という。したがって、引当金はある金額の損失の確率が、例えば60%かあるいは90%かによって異なってくる。起こり得る結果が連続した範囲にあり、その範囲内の各点の発生確率が他のどの点とも同程度である場合には、その範囲の中間点を使用する。

40. 単一の債務が測定される場合は、見積もられた個々の結果のうち最も起こりそうなものが負債に対する最善の見積りとなる。しかし、そのような場合にも、企業は他の起こり得る結果を考慮する。他の起こり得る結果の多くが最も起こりやすい結果よりも高い若しくは低い場合には、最善の見積りは、後者の金額になる場合がある。例えば、企業が顧客のために建設した大型工場の重大な欠陥を修復しなくてはならない場合、修理に関する個別の最も起こりそうな結果は、最初の修理を完了するための費用1,000かもしれないが、追加的修理が必要とされる可能性がかなり高い場合、より多額な引当金を計上することとなる。

改正 IAS 第 37 号 ED

31. 非金融負債の見積りの基礎は期待キャッシュ・フロー・アプローチであり、不確実性によって加重平均された予想値の幅を反映した、複数のキャッシュ・フローに関するシナリオを含んでいる。期待キャッシュ・フロー・アプローチは、同種の債務のかたまりに関する負債と、単一の債務に関する負債の両方に適している方法である。これは、企業が債務の決済若しくは移転に際して第三者に支払う貸借対照表日現在での合理的な金額が基礎であるためである。

これとは対照的に、最も発生が見込まれる結果に基づき測定された単一の債務に関する負債は、企業が債務の決済若しくは移転のために支払う合理的な金額を必ずしも表現しないであろう。

BC80 当審議会は、一部の場合、例えば一部の製品保証に関して待機サービス債務を分離して価格付けすることも考えられることを指摘した。しかしながら、多くの場合、このような債務（例えば、係争中の訴訟または製品価格に含まれる保証）について直接に観察可能な市場価格が存在しないことを当審議会は認識している。このような事例では、企業はサービス債務を測定するために代用物を用いる必要があると当審議会は考えている。当審議会は、このようなサービス債務（すなわち、待機債務）を決済するために企業が支払うことを期待する金額は、条件付債務に付随する期待キャッシュ・フローの発生可能性、金額および時期を反映するとみている。したがっ

て、このような債務を測定する最も適切な方法は期待キャッシュ・フロー・アプローチを用いることである。

BC81 しかしながら、IAS 第 37 号は、期待キャッシュ・フロー・アプローチの使用は大規模な母集団をもつ項目に最も適切であることを示している。また、対照的に、「最も発生確率の高い個別の結果が」単一の債務の「最善の見積り」である場合があると述べている。したがって、企業が訴訟で敗訴し百万通貨単位の費用が発生する確率が 60%であり、勝訴し費用が発生しない確率が 40%である場合、本基準書の規定上、この負債を百万通貨単位と測定することが求めていると解釈される可能性がある。しかしながら、当審議会は、「最も発生確率の高い結果」で負債を測定することが「債務を決済するためまたは債務を第三者に移転するために企業が合理的に支払う金額」による負債の測定の原則と矛盾すると考えている。当審議会は、費用の発生しない解決の可能性があると経営者が判断する場合、必要となる可能性のある金額の上限値で債務を決済しないであろうと推論した。むしろ、経営者は潜在的な結果の期待値を考慮するであろう。当審議会はまた、最も発生確率の高い結果によって負債を測定する場合、債務に本来備わっている不確実性が反映されないと考える。こうした場合、異なるリスクおよび不確実性をもつ 2 つの債務が同じ金額で測定されるという結果となる可能性がある。

BC82 したがって、当審議会は、大規模な母集団をもつ項目に関する負債の測定の基礎として用いることのできる見積り手法として現在説明されている期待キャッシュ・フロー・アプローチが単一の債務の測定にも適切であることを強調することとした。

改正 IAS 第 37 号 ED における最頻値による測定方法の取扱いを削除する論拠

改正 IAS 第 37 号 ED では、単一の債務についても最頻値による測定を用いるべきでないとする根拠として、最頻値で負債を測定することが、ED における負債測定の原則である、「債務を決済するためまたは債務を第三者に移転するために企業が合理的に支払う金額」による測定と矛盾することを挙げている。そこでは、費用の発生しない解決の可能性がある場合には、その債務の決済に当たり、経営者が潜在的な結果の期待値を考慮するはずであると考えられている。また、最頻値によって負債が測定される場合、異なるリスク及び不確実性をもつ 2 つの債務が同じ金額で測定される可能性があることも指摘されている。(BC 第 81 項)

改正 IAS 第 37 号 ED における蓋然性の認識基準の削除の提案に対するコメント

IASB のスタッフによる、この部分に関する関係者のコメント分析は以下の通り。

- (1) 多くの回答者は、大数の法則により、製品保証のような同質的な母集団を測定するには期待キャッシュ・フロー法が適切であることに同意している。しかし、最も多かったのは、以下の理由で単一の債務に期待値を使用することに反対するコメントである。
- ・ 結果的に発生する可能性のある金額が2通りしかない場合、測定値が決して実際のキャッシュ・フローを表わさないため、有用性に乏しく誤解も招く。一般的に負債の決済額の最善の見積りとなる、最頻値を残しておくことが望ましい。
 - ・ 発生する値が標準的な分布に従わない場合には、期待キャッシュ・フロー法の使用は適切ではない。
 - ・ 実際の適用に複雑なモデルを要する一方、訴訟などのケースにおいては信頼できるデータが入手不可能である。
 - ・ (法律家などから) 必要な情報を入手するのに時間とコストが必要である。
 - ・ 十分に客観的な証拠がない状態で、将来のコストを見積もることは非現実的である。

【参考：ASBJ コメント】

3. 測定（質問6）

(1) 期待値と最頻値

今回の公開草案では、期待キャッシュ・フロー法による測定が、類似した債務の集団と単一の債務の両方に係る非金融負債の測定において適切な基礎となるとしている。しかし、我々は、単一の債務を最も可能性が高い結果で測定する方が、場合によっては期待キャッシュ・フロー法よりも適切と考える。

発生の可能性が比較的高いケースにおいては、むしろ最も発生が見込まれる結果に基づく測定のほうが有用な情報の提供となるとも考えられる。例えば、資産の流出が80%程度である場合、現行の基準のように100%の金額で測定する方が、情報の有用性が高いということも考えられる。

EDに対するコメント受領後におけるIASBの検討状況

受領したコメントに対するスタッフのコメントは、以下の通り。

- (a)大抵の回答者が修正に反対しているが、単一の債務に対する期待キャッシュ・フロー法の使用に対する危惧は、既存の測定原則に対する誤解から生じているものと考えている。測定の原則は、最終的に決済で必要とされる金額を記述することではなく、貸借対照表日に存在する不確実性を捕捉することであり、最頻値からの偏差を反映することになる。
- (b)また、多くの回答者が、ボードが非金融負債の測定に必要としたモデルの複雑さを過大評価し

ていると考えている。最頻値による測定でも発生可能性のある金額ごとの確率は必要になるものとする。それゆえ、スタッフは、ボードがこの修正について、再検討する必要はないものとする。

(c)しかし、良い形で実際に機能させるには、さらなる説明が必要であると考えている。

ボードは、スタッフに IAS 第 36 号「資産の減損」（アペンディクス A）と同様に、期待値計算のビルディング・ブロックについての指針を開発することに焦点を当てるよう求めており、指針案について、将来の会議で議論する予定とされている。

今後の検討の方向性

最頻値による測定方法の取扱いを削除することについては、ED への反対意見も多かったとされ、ASBJ もこれに反対してきた経緯がある。しかしながら、最頻値方式を削除しようとする提案は、論点 IV（１）で紹介した現在決済概念などの測定に関する他の論点と深く結びついている。会計基準の国際的なコンバージェンスがこのプロジェクトの目的となっていることも踏まえ、IAS 第 37 号の議論の帰趨を見据えつつ、この論点についても引き続き検討をしていく必要がある。

以 上